

【商品概要説明書】

期日指定定期預金

(平成24年9月3日現在)

1. 商品名	・期日指定定期預金
2. ご利用いただける方	・個人のお客さま
3. 期間	・最長3年 ・満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年経過後から3年までの間の任意の日を指定できます。(ただし、満期日の指定をするときはその1か月前までに通知する必要があります。) ・預入時の申し出により最長預入期限を満期日とする自動継続(元金継続または元利金継続)のお取扱いができます。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括してお預け入れいただけます。 ・1,000円以上300万円未満 ・1円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	・預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位：1円 ・1年を365日として日割計算し、1年毎に複利計算します。
7. 税金	・20%の源泉分離課税(国税15%・地方税5%) ※ただし、マル優ご利用の場合は除きます。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間、復興特別所得税が追加課税されることにより、20.315%の源泉分離課税(国税15.315%、地方税5%)となります。
8. 手数料	—

9. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.50%を上乗せした利率です。) ・マル優のお取扱いができます。 														
10. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切り捨て）により1年毎の複利計算した利息とともに払い戻します。 <table border="1" data-bbox="560 663 1377 938"> <thead> <tr> <th>解約日までの期間</th> <th>期限前解約利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6か月未満</td> <td>解約日における普通預金利率</td> </tr> <tr> <td>6か月以上1年未満</td> <td>2年以上利率 × 40%</td> </tr> <tr> <td>1年以上1年6か月未満</td> <td>2年以上利率 × 50%</td> </tr> <tr> <td>1年6か月以上2年未満</td> <td>2年以上利率 × 60%</td> </tr> <tr> <td>2年以上2年6か月未満</td> <td>2年以上利率 × 70%</td> </tr> <tr> <td>2年6か月以上3年未満</td> <td>2年以上利率 × 90%</td> </tr> </tbody> </table>	解約日までの期間	期限前解約利率	6か月未満	解約日における普通預金利率	6か月以上1年未満	2年以上利率 × 40%	1年以上1年6か月未満	2年以上利率 × 50%	1年6か月以上2年未満	2年以上利率 × 60%	2年以上2年6か月未満	2年以上利率 × 70%	2年6か月以上3年未満	2年以上利率 × 90%
解約日までの期間	期限前解約利率														
6か月未満	解約日における普通預金利率														
6か月以上1年未満	2年以上利率 × 40%														
1年以上1年6か月未満	2年以上利率 × 50%														
1年6か月以上2年未満	2年以上利率 × 60%														
2年以上2年6か月未満	2年以上利率 × 70%														
2年6か月以上3年未満	2年以上利率 × 90%														
11. 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・店頭備え付けの金利ボードをご覧くださいか、または窓口にお問い合わせください。 														
12. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> ・巻頭の「当組合の苦情処理措置・紛争解決措置等」または当組合ホームページ《http://www.tsurushinkumi.co.jp/》をご覧ください。 														
13. その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・この預金は、預金保険制度の対象となり同保険の範囲内で保護されます。 ・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・満期日の指定がないときは、最長預入期限が満期日となります。 														